

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第37号

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務委任規則（昭和35年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(地域振興局長への委任) 第3条の3 次に掲げる事務は、地域振興局長に委任する。 (1)～(138) (略) (138)の2 <u>削除</u> (139)～(159) (略) (160) <u>削除</u> (161)～(213) (略) (214) 道路法 <u>第47条の4</u> の規定により、車両の通行に関し必要な措置を命ずること。 (215) 道路法 <u>第47条の5</u> の規定により、通行の禁止又は制限の場合における道路標識の設置をすること。 (216)～(238) (略) (239) 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第2項の規定により、公安委員会、市町村、 <u>一般送配電事業者、特定送配電事業者</u> 及び認定電気通信事業者の意見を聴くこと。 (240)～(257) (略) (258) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第18条第2項第4号の規定による意見書を交付すること（県管理道路に係るものに限り、かつ、同法第16条の規定により事業の認定を受けようとする事業により県管理道路の橋りようが新設され、又は架け換えられる場合 <u>及び当該事業により建設される施設が県管理道路と立体交差する</u>	(地域振興局長への委任) 第3条の3 次に掲げる事務は、地域振興局長に委任する。 (1)～(138) (略) (138)の2 <u>土地改良法第52条の3第2項（同法第84条、第96条及び第96条の4第1項において準用する場合を含む。）において準用する同法第9条第2項の規定による換地計画に係る決定に対する異議の申出について、決定をすること。</u> (139)～(159) (略) (160) <u>土地改良法第99条第8項（同法第84条、第100条第2項、第100条の2第2項及び第111条において準用する場合を含む。）の規定による交換分合計画に対する異議の申出について、決定をすること。</u> (161)～(213) (略) (214) 道路法 <u>第47条の3</u> の規定により、車両の通行に関し必要な措置を命ずること。 (215) 道路法 <u>第47条の4</u> の規定により、通行の禁止又は制限の場合における道路標識の設置をすること。 (216)～(238) (略) (239) 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第2項の規定により、公安委員会、市町村、 <u>一般電気事業者、特定電気事業者</u> 及び認定電気通信事業者の意見を聴くこと。 (240)～(257) (略) (258) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第18条第2項第4号の規定による意見書を交付すること（県管理道路に係るものに限り、かつ、同法第16条の規定により事業の認定を受けようとする事業により県管理道路の橋りようが新設され、又は架け換えられる場合を除く。）。

場合を除く。) (259)～(544) (略) 2 (略) 3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。 (1)～(34)の9 (略) (34)の10 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項(同法第9条の3第11項及び第9条の3の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出を受理すること。 (34)の11～(34)の20 (略) (34)の21 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第3項(同条第9項及び同法第9条の3の3第3項において準用する場合を含む。)の規定により、一般廃棄物処理施設の設置又は変更の届出に係る計画の変更又は廃止を命ずること。 (34)の22 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第4項ただし書(同条第9項及び同法第9条の3の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による一般廃棄物処理施設の設置又は変更の届出の内容が相当であると認める旨の通知をすること。 (34)の23 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第8項(同法第9条の3の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による一般廃棄物処理施設の変更の届出を受理すること。 (34)の24 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第10項(同法第9条の3の3第3項において準用する場合を含む。)の規定により、一般廃棄物処理施設の改善又は使用の停止を命ずること。 (34)の25 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の2第1項の規定による市町村の協議を受け、又は同意をすること。 (34)の26 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の3第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の届出を受理すること。 (34)の27 (略) (34)の28 (略) (34)の29 (略) (34)の30 (略) (34)の31 (略) (34)の32 (略) (34)の33 (略) (34)の34 (略) (34)の35 (略) (34)の36 (略) (34)の37 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設	(259)～(544) (略) 2 (略) 3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。 (1)～(34)の9 (略) (34)の10 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項(同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)の規定による一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出を受理すること。 (34)の11～(34)の20 (略) (34)の21 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第3項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定により、一般廃棄物処理施設の設置又は変更の届出に係る計画の変更又は廃止を命ずること。 (34)の22 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第4項ただし書(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定による一般廃棄物処理施設の設置又は変更の届出の内容が相当であると認める旨の通知をすること。 (34)の23 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第8項の規定による一般廃棄物処理施設の変更の届出を受理すること。 (34)の24 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第10項の規定により、一般廃棄物処理施設の改善又は使用の停止を命ずること。 (34)の25 (略) (34)の26 (略) (34)の27 (略) (34)の28 (略) (34)の29 (略) (34)の30 (略) (34)の31 (略) (34)の32 (略) (34)の33 (略) (34)の34 (略) (34)の35 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設
---	---

(面積が2万平方メートル以上の産業廃棄物の最終処分場を除く。次号から第34号の41まで、第34号の46及び第34号の52において同じ。)の設置の許可をすること。

(34)の38 (略)

(34)の39 (略)

(34)の40 (略)

(34)の41 (略)

(34)の42 (略)

(34)の43 (略)

(34)の44 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第1項の規定による産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類等の届出を受理すること。

(34)の45 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第2項の規定による非常災害のために必要な応急措置として産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類等の届出を受理すること。

(34)の46 (略)

(34)の47 (略)

(34)の48 (略)

(34)の49 (略)

(34)の50 (略)

(34)の51 (略)

(34)の52 (略)

(34)の53 (略)

(34)の54 (略)

(34)の55 (略)

(34)の56 (略)

(34)の57 (略)

(34)の58 (略)

(34)の59 (略)

(34)の60 (略)

(34)の61 (略)

(34)の62 (略)

(34)の63 (略)

(34)の64 (略)

(34)の65 (略)

(34)の66 (略)

(34)の67 (略)

(34)の68 (略)

(34)の69 (略)

(34)の70 (略)

(34)の71 (略)

(34)の72 (略)

(34)の73 (略)

(34)の74 (略)

(34)の75 (略)

(34)の76 (略)

(34)の77 (略)

(面積が2万平方メートル以上の産業廃棄物の最終処分場を除く。次号から第34号の39まで、第34号の43及び第34号の49において同じ。)の設置の許可をすること。

(34)の36 (略)

(34)の37 (略)

(34)の38 (略)

(34)の39 (略)

(34)の40 (略)

(34)の41 (略)

(34)の42 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定による産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類等の届出を受理すること。

(34)の43 (略)

(34)の44 (略)

(34)の45 (略)

(34)の46 (略)

(34)の47 (略)

(34)の48 (略)

(34)の49 (略)

(34)の50 (略)

(34)の51 (略)

(34)の52 (略)

(34)の53 (略)

(34)の54 (略)

(34)の55 (略)

(34)の56 (略)

(34)の57 (略)

(34)の58 (略)

(34)の59 (略)

(34)の60 (略)

(34)の61 (略)

(34)の62 (略)

(34)の63 (略)

(34)の64 (略)

(34)の65 (略)

(34)の66 (略)

(34)の67 (略)

(34)の68 (略)

(34)の69 (略)

(34)の70 (略)

(34)の71 (略)

(34)の72 (略)

(34)の73 (略)

(34)の74 (略)

(34)の78 (略)

(35)～(136)の7 (略)

(136)の8 児童福祉法第35条第11項の規定による児童福祉施設の廃止又は休止の届出を受理すること。

(136)の9～(212) (略)

(213) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第30条第1項（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、計画の認定をすること（建築基準法第6条第1項の規定による確認申請に係る建築物のうちに、最高の高さが45メートルを超える建築物（同法第85条第5項に掲げる仮設建築物を除く。）又は同法第85条第5項に掲げる博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物に係る場合を除く。次号から第222号までにおいて同じ。）。

(214) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第3項（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、計画を建築主事に通知すること。

(215) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第4項（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）において準用する建築基準法第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けること。

(216) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第4項（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）において準用する建築基準法第18条第14項の規定による通知書の交付を受けること。

(217) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第32条の規定により、認定建築主に対し報告を求めること。

(218) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第33条の規定により、必要な措置を命ずること。

(219) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条の規定により、計画の認定を取り消すこと。

(220) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項の規定により、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定をすること。

(221) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第37条の規定により、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を取り消すこと。

(222) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第38条第1項の規定により、必要な報告をさせ、又は職員に立入検査をさせること。

(34)の75 (略)

(35)～(136)の7 (略)

(136)の8 児童福祉法第35条第6項の規定による児童福祉施設の廃止又は休止の届出を受理すること。

(136)の9～(212) (略)

4～7 (略) 8 次に掲げる事務は、新潟地域振興局長に委任する。 (1)・(2) (略) (3) 第3項第1号、第2号、第134号、第135号及び第136号の2から第222号までに掲げる事務 9・10 (略) (児童相談所長への委任) 第7条 次に掲げる事務は、児童相談所長に委任する。 (1)～(14) (略) (15) 児童福祉法第35条第11項の規定による児童福祉施設の廃止又は休止の届出を受理すること。 (16)～(39) (略) (保健所長への委任) 第8条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。 (1)～(48)の7 (略) (49) 健康増進法第27条第1項(同法第29条第2項及び第32条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、当該職員に立入検査又は収去をさせること。 <u>(49)の2 健康増進法第32条第1項の規定により、必要な措置をとるべき旨の勧告をすること。</u> <u>(49)の3 健康増進法第32条第2項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。</u> <u>(49)の4 (略)</u> <u>(49)の5 (略)</u> <u>(49)の6 (略)</u> <u>(49)の7 (略)</u> <u>(49)の8 (略)</u> <u>(49)の9 (略)</u> (50)～(101) (略) (102) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第12条第1項(同法第7条第1項において準用する場合を含む。)の規定による結核の患者又は無症状病原体保有者に係る届出を受理すること。 (103) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第14条第2項(同法第7条第1項において準用する場合を含む。)の規定による感染症の発生の状況の届出を受理すること。 <u>(103)の2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第14条の2第2項(同法第7条第1項において準用する場合を含む。)の規定による患者の検体又は感染症の病原体の一部を受領すること。</u> <u>(103)の3 感染症の予防及び感染症の患者に対</u>	4～7 (略) 8 次に掲げる事務は、新潟地域振興局長に委任する。 (1)・(2) (略) (3) 第3項第1号、第2号、第134号、第135号及び第136号の2から第212号までに掲げる事務 9・10 (略) (児童相談所長への委任) 第7条 次に掲げる事務は、児童相談所長に委任する。 (1)～(14) (略) (15) 児童福祉法第35条第6項の規定による児童福祉施設の廃止又は休止の届出を受理すること。 (16)～(39) (略) (保健所長への委任) 第8条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。 (1)～(48)の7 (略) (49) 健康増進法第27条第1項(同法第29条第2項、第32条第3項及び第32条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定により、当該職員に立入検査又は収去をさせること。 <u>(49)の2 (略)</u> <u>(49)の3 (略)</u> <u>(49)の4 (略)</u> <u>(49)の5 (略)</u> <u>(49)の6 (略)</u> <u>(49)の7 (略)</u> (50)～(101) (略) (102) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第12条第1項の規定による結核の患者又は無症状病原体保有者に係る届出を受理すること。 (103) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第14条第2項の規定による感染症の発生の状況の届出を受理すること。
---	---

<u>する医療に関する法律第14条の2第3項（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、検査を実施すること。</u>	
(104) (略)	(104) (略)
<u>(104)の2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条第3項（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、検体若しくは感染症の病原体を提出し、又は職員による検体の採取に応じるべきこと若しくは応じさせるべきことを職員に求めさせること。</u>	
<u>(104)の3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条第4項（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、検査を実施すること。</u>	
(105)・(106) (略)	(105)・(106) (略)
<u>(106)の2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第16条の3第1項（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、検体を提出し、又は職員による検体の採取に応じるべきこと若しくは応じさせるべきことを勧告すること。</u>	
<u>(106)の3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第16条の3第3項（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、職員に検体を採取させること。</u>	
<u>(106)の4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第16条の3第5項（同法第7条第1項、同法第23条（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）、同法第44条の7第9項、同法第45条第3項及び同法第49条において準用する場合を含む。）の規定により、通知すること。</u>	
<u>(106)の5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第16条の3第6項（同法第7条第1項、同法第23条（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）、同法第44条の7第9項、同法第45条第3項及び同法第49条において準用する場合を含む。）の規定により、書面を交付すること。</u>	
<u>(106)の6 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第16条の3第7項（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、検査を実施すること。</u>	
(107)・(108) (略)	(107)・(108) (略)
<u>(109)及び(110) 削除</u>	
	<u>(109) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条第3項（同法第7条第1項、同法第23条（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）、同法第45条第3項及び同法第49条において準用する場合を含む。）の規</u>

(111)～(117)の14 (略)

(117)の15 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第26条の3第1項（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、検体又は感染症の病原体を提出すべきことを命ずること。

(117)の16 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第26条の3第3項（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、職員に検体又は感染症の病原体を収去させること。

(117)の17 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第26条の3第5項（同法第7条第1項及び第50条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、検査を実施すること。

(117)の18 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第26条の4第1項（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、検体を提出し、又は職員による検体の採取に应ずべきことを命ずること。

(117)の19 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第26条の4第3項（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、職員に検体を採取させること。

(117)の20 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第26条の4第5項（同法第7条第1項及び第50条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、検査を実施すること。

(117)の21 (略)

(117)の22 (略)

(117)の23 (略)

(117)の24 (略)

(117)の25 (略)

(117)の26 (略)

(117)の27 (略)

(117)の28 (略)

(117)の29 (略)

(117)の30 (略)

(117)の31 (略)

(117)の32 (略)

(117)の33 (略)

(117)の34 (略)

定により、通知すること。

(110) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条第4項（同法第7条第1項、同法第23条（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）、同法第45条第3項及び同法第49条において準用する場合を含む。）の規定により、書面を交付すること。

(111)～(117)の14 (略)

(117)の15 (略)

(117)の16 (略)

(117)の17 (略)

(117)の18 (略)

(117)の19 (略)

(117)の20 (略)

(117)の21 (略)

(117)の22 (略)

(117)の23 (略)

(117)の24 (略)

(117)の25 (略)

(117)の26 (略)

(117)の27 (略)

(117)の28 (略)

(117)の35 (略)	(117)の29 (略)
(117)の36 <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の7第1項の規定により、検体を提出し、又は職員による検体の採取に応じるべきこと若しくは応じさせるべきことを勧告すること。</u>	
(117)の37 <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の7第3項の規定により、職員に検体を採取させること。</u>	
(117)の38 <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の7第5項の規定により、検査を実施すること。</u>	
(117)の39 (略)	(117)の30 (略)
(117)の40 (略)	(117)の31 (略)
(117)の41 (略)	(117)の32 (略)
(117)の42 (略)	(117)の33 (略)
(117)の43 (略)	(117)の34 (略)
(117)の44 (略)	(117)の35 (略)
(117)の45 (略)	(117)の36 (略)
(117)の46 (略)	(117)の37 (略)
(117)の47 (略)	(117)の38 (略)
(117)の48 (略)	(117)の39 (略)
(117)の49 (略)	(117)の40 (略)
(117)の50 (略)	(117)の41 (略)
(117)の51 <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第50条第1項の規定により、同法第26条の3第1項及び第3項、第26条の4第1項及び第3項、第27条から第29条まで並びに第35条第1項に規定する措置を実施し、又は職員に実施させること。</u>	(117)の42 <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第50条第1項の規定により、同法第27条から第29条まで及び第35条第1項に規定する措置を実施し、又は職員に実施させること。</u>
(117)の52 (略)	(117)の43 (略)
(117)の53 (略)	(117)の44 (略)
(117)の54 (略)	(117)の45 (略)
(117)の55 (略)	(117)の46 (略)
(118)～(130)の4 (略)	(118)～(130)の4 (略)
(130)の5 <u>食品表示法第6条第1項又は第3項の規定により、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすること（アレルギー、消費期限、栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の保護を図るために必要な食品に関する表示の事項に係るものに限る。次号から第130号の10までにおいて同じ。）。</u>	(130)の5 <u>食品表示法第6条第1項又は第3項の規定により、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすること（アレルギー、消費期限その他の国民の健康の保護を図るために必要な食品に関する表示の事項に係るものに限る。次号から第130号の10までにおいて同じ。）。</u>
(130)の6～(267) (略)	(130)の6～(267) (略)
2・3 (略)	2・3 (略)

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。